

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処分庁 長島町長 川 添 健

審査請求人が令和3年7月7日に提起した処分庁による債権差し押え処分についての審査請求（債権差し押え処分取消返還請求事件（令和3年（審）第1号））について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和2年10月8日付け第××××号書留内容証明郵便物で「私は、出水郡長島町□□□■●●●◎◎番○、出水郡長島町□□□■●●●▽▽▽番地の山林について、弁護士と相談の結果、私には固定資産税納付義務は無いので、納付を致しません。尚経年差し押さえにて徴収された固定資産税分の返還を請求致します」との通知書を提出した（同通知書に示された◎◎番○、▽▽▽番地は、それぞれ○○番○、△△△番の記載誤りであると推察される）。
- 2 処分庁は、令和2年10月9日に前期1の郵便物を受け付け、令和2年11月12日付け長税第474号「令和2年10月8日付け第××××号書留内容証明郵便物により発送された「通知書」について（回答）」を簡易書留により発送し、見解を示す。
- 3 令和2年11月9日、同年11月24日、同年11月27日、令和3年1月8日、同年4月5日に審査請求人、処分庁間でそれぞれの主張等について電話連絡を行った。同4月5日に処分庁は審査請求人に対して、今後の課税処分に対する不服がある場合は審査請求により対処するよう申し伝える。
- 4 令和3年4月7日、処分庁は審査請求人に賦課されていた「□□□■●●●○○-○」「□□

□■■■△△△」「□□□■■■●●●・・・」の固定資産税、調定年度で平成30年度から令和2年度の滞納分（本税14,400円、督促手数料1,200円、合計15,600円）について、審査請求人名義の通常郵便貯金払戻請求権の差し押えを行うため、債権差押通知書を第三債務者の株式会社◇◇◇銀行◆◆◆センターに対して令和3年4月7日に送達し、令和3年4月8日に債権差押通知書が到達したことで対象債権の差し押え処分（以下「本件処分」という。）に至った。

その後、処分庁は令和3年4月15日に債権の取立と換価を行い、令和3年4月22日に本件処分に係る徴収金に交付並びに充当を行い、換価代金の配当を完了した。

- 5 審査請求人は、令和3年7月7日、長島町長に対し、本件処分の取消しと返還を求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

- (1) 固定資産課税台帳表記の審査請求人の父登記名義の土地一筆（□□□■■■●●●・・・）に関しては納得できるが、他二筆（□□□■■■○○-○、□□□■■■△△△）については、相続関係がなく、所有者でもないため、納税義務は無く、本件処分に不服であるため、差し押え処分の取消しと返還を主張している。

- (2) また、審査請求人は、本件処分の理由について、以下のとおり反論している。

ア 処分庁の課税処分の違法性は滞納処分に承継されないと主張するが、それは処分庁の課税処分が違法として取り消さないままでの滞納処分取消しはできないというものである。本件の場合、審査請求人は同時に固定資産税賦課決定処分取消請求（令和3年（審）第2号）をしているので、同賦課決定処分取消しと同時に本件債権差し押え処分は取り消されなければならないものである。

イ したがって、処分庁「本件審査請求は不適法なものであることから却下されるべきである」の主張は理由がない。

### 2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、本件処分は、審査請求人が本件処分に先行して行われた固定資産税の賦課決定処分後に地方税法第373条第1項第1号で規定する期日を経過後も完納しなかったために行った処分であり、この点に違法又は不当はない。

また、本件審査請求は回復すべき法律上の利益がないものとして不適法であると主張している。

- (2) また、処分庁は、本件処分の理由について、以下のとおり弁明している。

ア 本件処分は、地方税法第373条第1項の規定に基づくものであり、処分庁が審査請求人に対して賦課決定処分を行った固定資産税が、同条第1号に規定された期日を経過後も完納に至らなかったために行った処分であるので、適法妥当である。

イ また、本件処分と固定資産税の賦課決定処分との関連性については、浅田久治郎他著「租税徴収実務講座（改正民法対応版）」1巻6項に以下の記載がある。

「課税処分と滞納処分 課税処分は租税債権を確定させることを目的とする処分であり、

他方、滞納処分は確定した租税債権の強制的な実現を目的とする処分であって、両者はそれぞれ別個の法的効果を目的とする処分であるから、その間に違法性の承継はない（同じ結論の裁判例は、広島高判昭和 26. 7. 4 行裁集 2 巻 8 号 1167 項、大阪地判昭和 35. 12. 19 月報 7 巻 2 号 447 項、東京地判昭和 52. 10. 27 税資 96 号 136 項等その数が多い）。」。

よって、課税処分（課税庁が納税者に対して納付すべき税額を確定させる処分（賦課決定処分を含む。）のこと。）の違法性は滞納処分（差し押えを含む租税債権の強制徴収に関連する一連の手続きのこと。）に承継されないことが確立している。

ウ なお、本件審査請求は、本件処分が令和 3 年 4 月 22 日の換価代金の交付並びに本件処分に係る徴収金への充当をもって完了（換価代金の配当の完了）しており、その処分の効果がなくなったことから回復すべき法律上の利益がないもの（本件処分の取消しを求める利益が存続しないもの）として不適法である。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- （1）地方税法第 373 条第 1 項第 1 号の規定によると、固定資産税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている。
- （2）地方税法第 373 条第 7 項の規定によると、固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされている。

### 2 本件処分単体としての手続の瑕疵の有無

処分庁は、賦課決定された本件処分に係る土地について、固定資産税の滞納者である審査請求人に対し督促状を発し、その日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る徴収金が完納されなかったため、当該固定資産税に係る徴収金につき、滞納者の財産を差し押さええており、地方税法 373 条第 1 項の規定に違反するところはない。

そして、その他、本件処分の手続に関して、地方税法等の法令に違反する事由は見当たらない。

したがって、本件処分単体として見た場合、手続的瑕疵は認められない。

### 3 本件処分の前提となる賦課決定処分との関連性について

- （1）数多い裁判例により、課税処分は租税債権を確定させることを目的とする処分であり、他方、滞納処分は確定した租税債権の強制的な実現を目的とする処分であって、両者はそれぞれ別個の法的効果を目的とする処分であるから、その間に違法性の承継はないものとされている。

一例として、東京地方裁判所判決平成 26 年 10 月 30 日税務訴訟資料（徴収関係判決）平成 26 年順号 26-35 には「更正処分及び賦課決定処分と滞納処分（差押処分）の間には、いわゆる違法性の承継は認められず、更正処分及び賦課決定処分の違法が滞納処分（差押処分）の違法を招来するものとはいえないというべきである。したがって、課税処分が取り

消されてもいない本件においては、同処分の違法事由をもって、本件差押処分の違法事由として主張することはできず、本件国税の徴収権の行使が許されないということもできないというべきである。」と判示している。

(2) すなわち、上記(1)の裁判例によれば賦課決定処分と滞納処分はその間に違法性の承継はないものとされているが、これは賦課決定処分が取り消されていない件における例であり、裏を返して先行する賦課決定処分が違法であるとして取り消された場合には、滞納処分が租税の賦課決定処分の存在を前提としている以上、当該賦課決定処分の後行処分である滞納処分においても取り消されてしかるべきである。

(3) すると、本件処分の先行処分である「□□□■●●○●-○」「□□□■●●△△△」に対する固定資産税の賦課決定処分は、本事案と並行して審理されている固定資産税賦課決定処分取消請求事件(令和3年(審)第2号)において、違法な処分であると判断していることから、前提となる先行処分が取り消される以上、本件処分も取り消しを免れないものと認められる。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

(備考) 債権差し押え処分に関する措置

なお、本裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件差し押さえ債権を返還する旨の処分をすることとする。

令和4年5月30日

審査庁 長島町長 川 添 健